

光市立地適正化計画策定業務委託 特記仕様書（案）

1 適用

本特記仕様書は、光市が発注する「光市立地適正化計画策定業務(以下「本業務」という。）」に適用する。

なお、本特記仕様書に特段の定めがないものについては、山口県業務委託共通仕様書（最新版）の例によるものとする。

2 業務目的

我が国の今後のまちづくりにおいては、急激な人口減少と高齢化の進行などを背景に、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっており、多くの都市において多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けた取組が進められている。

本市においても人口急減や高齢化の進行等を見据えて、平成 24 年 3 月に策定した光市都市計画マスタープランにおいて、将来都市像を「人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市」と定め、多核連携型都市構造の形成に向けた検討を進めてきた。

本業務は、多核連携型都市構造形成の方策として、本市が都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定しようとするにあたり、必要となる検討や素案の作成などを行うことを目的とする。

3 対象地域

立地適正化計画の計画区域は、光市の行政区域内の周南都市計画区域及び周南東都市計画区域とすることを原則とする。ただし、調査分析等は、立地適正化計画策定のために必要な範囲において行うこととする。

4 準拠法令等

本業務は、次の法令、規則等（最新版）に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市計画運用指針
- (3) 都市再生特別措置法
- (4) 都市再生基本方針
- (5) 光市財務規則
- (6) その他本業務に関連する諸法令及び条例等

5 資料の貸与

本業務の履行に際し、光市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に次の資料を貸与する。

- (1) 光市都市構造分析調査業務委託の成果品（平成 29 年 3 月）
- (2) 第 2 次光市総合計画（平成 29 年 3 月）
- (3) 光市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）
- (4) 光市公共交通網形成計画（平成 29 年 3 月）
- (5) 光市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）
- (6) 都市計画基礎調査の成果品（平成 24 年 3 月）
- (7) 地形図DMデータ、都市計画関連情報データ（Shape 形式）
- (8) その他、甲が本業務の履行に際し必要と認めるもの

6 貸与資料の取扱い

本業務で甲が乙に貸与する資料について、乙は貸与時に貸与（借用）目録書を作成することとし、貸与された資料を丁寧に扱い、破損、紛失させてはならない。万一、貸与後に破損又は紛失した場合は乙がその責を負うものとする。

また、貸与された資料が必要なくなった際は速やかに返却するものとする。

なお、乙は守秘義務が求められる資料については、複製してはならない。

7 成果品等の帰属

本業務において得られた資料・成果は全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくして第三者に貸与し、又は公表してはならない。

8 疑義等

業務を円滑に実施するため、乙と甲は常に綿密な連絡を取ることとする。また、乙は、本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに甲に確認するとともに、その内容を記録簿に記録し、甲の確認を受けるものとする。

9 業務の内容

(1) 計画準備

乙は、本業務の目的を理解したうえで、光市都市構造分析調査業務委託の成果等を踏まえて、業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得ることとする。なお、業務計画書には、業務概要、実施方針、業務行程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の一覧、連絡体制、照査計画及びその他必要な事項を記載するものとする。

また、業務計画書記載の内容に変更等が生じた場合、乙は速やかに甲に変更業務計画書を提出し、承認を得ることとする。

(2) 市民アンケート調査

市民生活実態等把握のためのアンケート調査を実施するにあたり、乙は、光市都市構造分析調査業務委託の成果などを踏まえて、本市の都市構造の検討に際し必要になると考えられる調査項目を甲に提案することとする。甲は、提案を踏まえて調査票を作成し、市民2千人に調査票及び返信用封筒等を送付する（封筒の作成、調査票の印刷、送付及び回収に係る費用は甲が負担する。）。

また、乙は結果の集計・分析を行うものとする。

(3) 立地の適正化に関する基本的な方針の検討・整理

乙は、最新の立地適正化計画作成の手引き（以下「手引き」という。）を参考に、光市地域公共交通網形成計画や光市都市構造分析調査業務委託の成果、前項のアンケート調査の結果等を踏まえて、まちづくりの方針、目指すべき都市の骨格構造、課題解決のために必要な施策・誘導方針などの、立地の適正化に関する基本的な方針を検討し、とりまとめるものとする。

(4) 誘導区域・誘導施設等の検討・整理

乙は、手引きを参考に、立地の適正化に関する基本的な方針や本市の現状・課題等を踏まえて、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等の基本的な考え方を整理し、都市機能誘導区域の設定に向けた具体的な検討を行うものとする。また、あわせて誘導施設を検討し、とりまとめるものとする。

(5) 誘導施策等の検討・整理

乙は、手引きの例などを参考に、都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために本市が講ずる施策について検討し、とりまとめるものとする。

(6) その他立地適正化を図るために必要な事項の検討・整理

乙は、都市再生特別措置法の規定に沿って、前3項の他に都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項について検討し、とりまとめるものとする。

(7) 評価指標等の検討・整理

乙は、光市都市構造分析調査業務委託の成果のうち、都市構造の評価に関するハンドブックに基づく評価・分析結果や、国が示す各種ガイドラインなどを基に、具体的な成果指標等を検討し、とりまとめるものとする。

(8) 立地適正化計画（案）の作成

乙は、光市都市構造分析調査業務委託の成果及び本業務における調査検討結果等をもとに、居住誘導区域の設定・居住誘導施策は含まない立地適正化計画（案）及び立地適正化計画（案）概要版を作成する。

(9) 会議運営等の支援

ア 庁内検討会議の運営支援

甲は、庁内横断的かつ実務的な検討を行うために、検討組織を設置し、年に複数回、会議を開催する。乙は、必要に応じて会議資料の作成などの運営支援を行うものとする。

イ (仮称) 光市都市再生推進協議会の運営支援

甲は、幅広い関係者の意見聴取等の場として、外部の有識者等により構成する光市都市再生推進協議会を組織し、年に複数回、会議を開催する。乙は、会議資料の作成を行うとともに、必要に応じて会議に出席するものとする。

ウ 光市都市計画審議会の運営支援

甲は、光市都市計画審議会の意見を求めるため、節目及び計画策定前の合計2回程度、光市都市計画審議会を開催する。乙は、会議資料の作成などの運営支援を行うものとする。

エ 住民説明会及びパブリックコメント実施に係る支援

甲は、住民等の意見聴取及び合意形成のため、住民説明会及びパブリックコメントを実施する。乙は、公表用資料や説明用資料の作成などの運営支援を行うものとする。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、業務の節目、年度終了時などにおいて、1年あたり4回の合計8回を予定している。なお、乙からは、全ての協議に管理技術者を含む2人以上の技術者が出席すること。また、乙は協議の内容を打合せ協議簿に記録して、甲の確認を得ることとする。

10 成果品等

乙は、本業務の成果として、次のものを甲に提出すること。

なお、成果品提出前の照査については、乙が山口県業務共通仕様書等を参考に照査方法を立案し、甲が承認した照査計画に基づき、適切に実施すること。

また、後年度に本業務の検討過程で作成・使用したデータや成果品を利用する予定であるため、成果品の作成にあたっては容易に二次利用が行えるようにデータ形式等に配慮すること。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 平成29年度業務報告書(紙媒体) | 2部 |
| (2) 平成29年度業務報告概要書(紙媒体) | 2部 |
| (3) 最終業務報告書(紙媒体) | 2部 |
| (4) 最終業務報告概要書(紙媒体) | 2部 |
| (5) (1)～(4)の報告書・概要書(電子媒体) | 1式 |
| (6) 立地適正化計画書 原稿データ(電子媒体) | 1式 |
| (7) 立地適正化計画書概要版 原稿データ(電子媒体) | 1式 |
| (8) 都市機能誘導区域等のGISデータ(電子媒体) | 1式 |
| (9) 使用データのうち、甲が必要とするもの(電子媒体) | 1式 |
| (10) その他甲が必要と認めるもの | 1式 |

なお、都市機能誘導区域等のGISデータの納品については、別紙機器仕様書に示

す仕様等を満たす端末機器のGISシステムにデータをセットアップしたものを納品することとする。また、その他の電子媒体での納品についても、先の端末機器のHDDに記録して納品することを基本とする。

1.1 その他留意事項

乙は、国の最新の動向を踏まえて、適宜必要な調査・分析等を行うものとする。

端末仕様書

No	品名	数量	備考
1	ハードウェア		
	(1)セパレート型デスクトップパソコン		
1	メーカー	以下のいずれかのメーカー製であること。 ・NEC ・富士通 ・東芝 ・HP ・Dell ・エプソン	1
	OS	Windows10 Home 64bit	
	プロセッサ	インテル®Core™ i7 -6700 以上	
	メモリ	8GB 以上 (16GB以上に増設可能であること)	
	グラフィックス	NVIDIA GeForce GTX 750 Ti 同等以上	
	HDD	1TB 以上	
	光学ドライブ	DVD コンボドライブ同等以上	外付け可
	USB	USB3.0×1 以上、USB2.0×2 以上	
	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠	
	インターフェイス	HDMI ポート又は Display Port	
2	ディスプレイ	21.5 型ワイド液晶(1920×1080 ドット対応) 以上	1
	インターフェイス	HDMI ポート又は Display Port	
	ケーブル	HDMI ケーブル(1.5m)又は Display Port ケーブル(1.5m)	4K 対応
	その他	モニタースタンド	
3	マウス	USB レーザーマウス	1
4	キーボード	USB スタンダードキーボード(日本語版 109A キーボード)	1
5	リカバリディスク	DVD リカバリメディアキット	1
2	ソフトウェア		
	(1)Office 2016 Standard	Microsoft	1
	(2)ArcGIS for Desktop Basic	ESRI	1 同等品可
3	その他		
	GIS システムが正常に作動する環境とすること。		